

知事等の給与の特例に関する条例の制定について

1 制定の趣旨

教育長の給料月額及び期末手当の額について、一定の期間減額するため、新たに条例を制定しようとするものである。

2 条例の概要

(1) 減額の内容

区 分	減 額 率	給 料 月 額		期 末 手 当 年 額	
		減 額 前	減 額 後	減 額 前	減 額 後
教 育 長	5 %	840,000	798,000	3,958,500	3,760,575
知 事	10 %	1,290,000	1,161,000	6,079,125	5,471,212
副 知 事	7 %	1,010,000	939,300	4,759,625	4,426,450
常勤監査委員	5 %	610,000	579,500	2,874,625	2,730,893

(単位：円)

(2) 減額の期間

平成29年1月1日から平成32年12月8日（知事の任期満了の日）まで

3 施行期日等

平成29年1月1日から施行する。

ただし、平成29年1月分の給料月額について、特例措置を講ずる。（附則第3項関係）

4 参考（過去の減額率の推移）

減 額 の 期 間	減 額 率		減 額 対 象
	教 育 長	知 事	
平成15年1月1日～平成15年12月31日	5 %	10 %	給料月額
平成16年1月1日～平成16年6月30日	10 %	20 %	給料月額
平成16年7月1日～平成16年12月8日	7 %	12 %	給料月額
平成17年1月1日～平成20年12月8日	5 %	12 %	給料月額
平成21年4月1日～平成24年12月8日	10 %	20 %	給料月額＋期末手当
平成25年1月1日～平成28年12月8日	10 %	20 %	給料月額＋期末手当

追第一号議案

知事等の給与の特例に関する条例の制定について

知事等の給与の特例に関する条例を次のように定める。

平成二十八年十二月二十七日提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

知事等の給与の特例に関する条例

(知事及び副知事の給与の特例)

第一条 知事及び副知事の給料月額は、平成二十九年一月一日から平成三十二年十二月八日までの間(以下「特例期間」という。)において、知事等の給与及び旅費に関する条例(昭和二十九年栃木県条例第二号)第二条の規定にかかわらず、知事にあつては同条第一号に定める給料月額からその百分の十に相当する額を減じた額、副知事にあつては同条第二号に定める給料月額からその百分の七に相当する額を減じた額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条第一号及び第二号に定める額とする。

(教育長の給与の特例)

第二条 教育長の給料月額は、特例期間において、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例(昭和二十八年栃木県条例第二十七号)第二条の規定にかかわらず、同条に定める給料月額からその百分の五に相当する額を減じた額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条に定める額とする。

(常勤の監査委員の給与の特例)

第三条 常勤の監査委員の給料の月額は、特例期間において、栃木県監査委員の給与及び旅費等に関する条例(昭和三十一年栃木県条例第二十六号)第四条第一号の規定にかかわらず、同号に定める給料の月額からその百分の五に相当する額を減じた額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同号に定める額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十九年一月一日から施行する。

(知事等の給与の特例に関する条例の廃止)

2 知事等の給与の特例に関する条例(平成二十四年栃木県条例第六十九号)次項において「旧条例」という。)は、廃止する。

(知事等の平成二十九年一月の給料月額の特例)

3 特例期間の初日の前日から引き続き知事及び副知事、教育長並びに常勤の監査委員である者に係る平成二十九年一月の給料月額は、退職手当の額の算出の基礎となる場合を除き、そ

れぞれ、第一条から第三条までの規定により算定される額から、知事等の給与及び旅費に関する条例第二条第一号に定める給料月額百分の十に相当する額、同条第二号に定める給料月額百分の七に相当する額、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例第二条に定める給料月額の百分の五に相当する額又は栃木県監査委員の給与及び旅費等に関する条例第四条第一号に定める給料の月額百分の五に相当する額に旧条例第一条に規定する特例期間の末日の翌日（同日の翌日から平成二十八年十二月三十一日までの間に新たにこれらの職に就いた者にあつては、これらの職に就いた日）から平成二十八年十二月三十一日までの日（日曜日を除く。）の数を二十七で除して得た数を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。